

中小企業組合等支援施策情報

■「中小会計要領」普及のための信用保証料率割引制度について ~中小企業庁~

平成25年4月から、信用保証制度を利用する中小企業が、「中小会計要領」に従って計算書類等を作成している旨の税理士、公認会計士による確認書類を信用保証協会に提出すると、保証料率が0.1%割引されます。

割引対象期間 : 平成25年4月1日から平成28年3月31日の申し込み分まで

なお、本割引制度の開始に合わせて、これまで実施していた「中小企業の会計に関する指針」採用企業に対する保証料率の割引が平成25年3月末の申し込みをもって終了となります。

【お問合せ先】 秋田県信用保証協会 ☎018-863-9011

■改正高年齢者雇用安定法が施行されます ~厚生労働省~

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」（「高年齢者雇用安定法」）が改正され、平成25年4月1日から、希望者全員を継続雇用制度の対象とすることが必要になります（就業規則に継続雇用制度の対象者について基準を定めている場合は、その基準を削除）。

【主な改正ポイント】

- 1 継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止**
継続雇用制度の対象となる高年齢者について、事業主が労使協定により定める基準で限定できる仕組みが廃止
- 2 継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大**
継続雇用制度の対象となる高年齢者が雇用される企業の範囲をグループ企業まで拡大
- 3 義務違反の企業に対する公表規定の導入**
高年齢者雇用確保措置義務に関する勧告に従わない企業名を公表
- 4 高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針の策定**
- 5 その他**
厚生年金（報酬比例部分）の受給開始年齢に到達した以降の者を対象に、基準を引き続き利用できる12年間（平成37年3月31日まで）の経過措置が設けられました。

【お問合せ先】 秋田労働局職業安定部職業対策課 ☎018-883-0010

組合相談コーナー 持分の払戻しについて

Q 脱退者に対して持分の払戻しを行う際に注意すべきことはありますか？

A 組合員は、脱退と同時にその持分の払戻請求権を取得し、定款の定めるところにより、組合に対しその持分の全部または一部の払戻しを請求することができます。現在、ほとんどの組合では、払込済出資額を限度とする払戻しが広く採用されています。

脱退した組合員の持分は、法によりその事業年度の終わりにおける組合財産によって定めるとされており、持分払戻請求権は、持分が算定された後に行使されることになるので、法定脱退の場合は、脱退と同時に請求権を取得しても、その事業年度末まではこれを行使することができません。

年度末の経理処理としては、脱退者の出資金を未払金に振り替えることが必要です。そして、総会終了後に脱退者に持分を払い戻します。

なお、この持分払戻請求権は、脱退の時から2年間これを行使しないときは時効によって消滅します。

ここで、持分の払戻しに関連する事項について今一度確認してみましょう。
次の説明が正しければ○を、誤っている場合は×を付けて下さい。



- 1 脱退した組合員は、その持分の全額の払戻請求権を取得する。
 - 2 脱退した組合員の持分は、脱退した事業年度末の組合財産によって決まる。
 - 3 脱退した組合員の持分払戻請求権は、脱退の時から2年間行わないときは、時効によって消滅する。
- ※回答は10ページに掲載しています。